第90期定時株主総会招集ご通知に際してのインターネット開示情報

第90期（2020年４月１日～2021年３月31日）

① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

② 連結計算書類の連結注記表

③ 計算書類の個別注記表

株式会社ジャックス

法令及び定款第16条の規定に基づき、当社ホームページ（https://www.jaccs.co.jp/corporate/ir/stock/meeting/index.html）に掲載することにより、株主の皆さまに提供しているものであります。

6 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

【2020年度内部統制システムの整備状況】

当社の2020年度内部統制システムの整備状況の概要は、下記のとおりとなります。

内部統制システムに関する基本方針	運用状況
当社は、会社法及び会社法施行規則等に基づき、内部統制システムの構築において遵守すべき基本方針を定める。また、本方針に基づく内部統制システムの整備状況を継続的に評価し、必要な改善を実施することにより、一層実効性のある適正な内部統制システムの構築・運用を実施していくものとする。	当社は、内部統制システムの目的である業務の適正等を確保する観点から、以下のとおり同システムの運用を行いました。結果、当事業年度における内部統制システムは企業集団ベースも含め有効に機能したものと判断しております。今後も外部及び内部の環境変化に対応し、継続的に内部統制システムの高度化を図るべく、定期的に検証し、必要に応じて見直しを行ってまいります。

1．取締役の法令等遵守体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制	運用状況
(1) 企業倫理の浸透の観点から「倫理・行動規範」等の社内規程を定め、取締役自らが率先垂範することにより、法令、定款等の遵守を図っていく。	○企業倫理の浸透及び法令遵守を経営の最重要課題の一つと認識し、その重要性を様々な会議・研修等の場においてグループ役職員に対して周知しています。 ○「倫理・行動規範」に則り、その重要性について研修や教育を実施することにより周知徹底しています。 ○「反社会的勢力に対する基本方針」に則り、統括部署を中心として、反社会的勢力との取引防止を継続して図っています。 ○各取締役は定められた業務分掌に基づいて職務を執行し、取締役会（年７回開催）で業務執行報告を行うこと等により、相互に監督を行っています。 ○定期的に内部統制委員会（隔月）及びコンプライアンス委員会（毎月）を開催し、グループベースでの適正な運営を行っています。また、当該委員会にて報告・協議された事項のうち重要な事項と判断されるものについては適宜ガバナンス委員会にて社外取締役等を交えて再協議を行い、取締役会に報告されています。
(2) 企業の社会的責任を十分認識し、反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨むとともに不当要求を拒絶し、それら勢力との取引や資金提供を疑われるような一切の関係を遮断する。	
(3) 取締役会によって取締役の職務の執行を監督する。	
(4) 内部統制及びコンプライアンス体制を整備・推進するため、社長を委員長とする内部統制委員会及びコンプライアンス委員会を設置し、定期的に開催する。また、各委員会の活動評価と重要事項の確認等をガバナンス委員会にて行い、取締役会に報告する。	

2．情報保存管理体制

取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制	運用状況
(1) 取締役の職務執行に係る情報については、「文書保存規程」に基づき、適切かつ確実に検索が容易な状態で保存・管理するとともに、情報種別に応じて定められた期間、保存する。	○「文書保存規程」に基づいて適正に情報の保存及び管理を行っており必要に応じて閲覧可能な体制としています。 ○情報セキュリティについては「情報セキュリティ基本方針」を定め遵守しています。また、情報セキュリティ運営委員会を定期的に開催（年7回）し、態勢の高度化を図っています。 ○外部からのサイバー攻撃に備え、ファイヤーウォール等による安全対策の充実を図っています。また、サイバーセキュリティ経営ガイドラインに対応するとともに、標的型攻撃メール訓練の実施により、セキュリティ対策の向上に努めています。更に日本シーサート協議会に加盟し、定期的に最新の情報を入手や演習への参加をすることで質の向上を図っています。
(2) ＪＡＮＥＴホストシステム開発・保守・運用の管理業務において、「ＩＳＯ／ＩＥＣ２７００１」を取得しており、これの求める規準を維持して情報資産の管理を行う。	
(3) これらの文書、情報等は必要に応じ、必要な関係者が閲覧できる体制を維持する。	

3．リスク管理体制

損失の危険の管理に関する規程その他の体制	運用状況
(1) リスクマネジメントを経営上の最重要課題とし、経営上の戦略的意思決定に係わるリスク及び適正な業務の遂行に係わるリスクを総合的に検討及び評価するとともに、必要な対策を柔軟に講ずること等により、経営環境の変化等に対応するための活動を行う。	○「リスクマネジメント規程」に則り、経営会議等の会議体において経営上の戦略的意思決定に係わるリスクについて検討を行い、必要な対策を実施しています。 ○「商品・業務リスク管理規程」に則り、本部の各部室及び子会社が所管する個別リスクの抽出を行い、リスクカテゴリー毎にリスクの評価を行うことにより、グループ全体の適正な業務の遂行に係わるリスクを網羅的に管理し、対策を講じています。 ○内部統制委員会の下部組織である商品・業務リスク協議会を定期的に開催（年４回）し、抽出された最重要リスクについて報告をするとともに対策を講じ、的確なリスク対応が図られているか検討・確認を行っています。
(2) 経営上の戦略的意思決定に係わるリスクについては、取締役等が構成員の会議体等において検討を行う。	
(3) 適正な業務の遂行に係わるリスクについては「商品・業務リスク管理規程」に則りリスク管理を遂行し、商品・業務リスク協議会において抽出された最重要リスクについては、内部統制委員会に報告する。	

損失の危険の管理に関する規程その他の体制	運用状況
(4) 事業活動上の重大な事態が発生した場合には、「緊急対策協議会運営規程」に則り緊急対策協議会を招集し、迅速な対応を行うことにより損失・被害を最小限にとどめる体制を整える。	○事業活動の遂行等に重大な影響を与える突発的な発生事項については「緊急対策協議会運営規程」に則り対応するものとしています。なお、当該年度は緊急対策協議会が開催されることはありませんでした。

4．職務執行の効率性確保の体制

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制	運用状況
(1) 企業価値向上のために策定した中期経営計画及び年次事業計画に基づいて、目標達成のために活動し、その進捗状況の管理を行う。	○中期経営計画「RAISE 2020」に基づき、定期的に取締役会及び経営会議等で年度計画に基づいた進捗状況の報告を行い評価・管理しています。
(2) 執行役員制度を導入し、取締役は13名以内とする。各取締役で構成される取締役会において、経営上の重要な意思決定を迅速に行うとともに職務執行のモニタリングを行う。職務の執行は執行役員（取締役兼務者含む。）が取締役会の決議に基づいて役割を分担し、効率的な執行ができる体制とする。	○「職務分掌規程」「職務決裁権限規程」に基づいて、グループ全体で効率的かつ機能的な職務執行を行っています。 ○経営会議を開催（年30回）し、重要事項を経営陣が検討・協議しています。また、取締役会にて審議される重要事項について経営会議にて事前に協議を行い、取締役会に議案として提出しています。
(3) 取締役の業務執行責任の範囲を明確にし、業務を組織的・有機的に運用するため管掌役員を定め、職務の執行の管理体制を強化する。	
(4) 「本部の組織・職制・職務分掌規程」等により、役割と責任、職務等について定める。	
(5) 取締役会の直轄の組織として、社長及び社外取締役等で構成するガバナンス委員会を定期的に開催する。	○ガバナンス委員会を開催（年２回）し、当社グループ全体のコンプライアンス、内部統制状況等を確認しています。
(6) 事業部門を統括する執行役員等で構成する経営会議を、定期的に開催し、業務執行上の重要事項について報告・検討を行う。	○指名諮問委員会（年１回）及び報酬諮問委員会（年１回）を開催し、評価・決定プロセスの客観性と透明性の確保を行うことにより、ガバナンス体制の充実を図っています。
(7) 地域毎に営業拠点を統括する部長（エリア統括部長）と役員等との会議を定期的に開催し、各地域の執行状況の報告、課題の検討等を行う。	○エリア統括部長会議（年７回）を開催し、各地域の業務執行における重要事項の対策について協議することにより、グループ全体の管理態勢の強化を図っています。

5．使用人の法令等遵守体制

使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制	運用状況
(1)「倫理・行動規範」等を記載した冊子「Ｊ－Ｎａｖｉ」を当社及び子会社の全役職員に配布し、会社の基本姿勢を明確にするとともに、その周知を図る。	○コンプライアンス学習ツールや社員研修、会議等の場において「倫理・行動規範」の重要性について周知徹底を行っています。また、コンプライアンス上のセルフチェックを随時行うべく、役職員にコンプライアンス・カードを配布し、コンプライアンスを意識した思考・行動を心がけています。 ○毎期「ジャックスグループのコンプライアンス・プログラム」を制定し、様々な会議・研修等の場においてグループ全体へ内容の周知徹底を行っています。 ○コンプライアンス・プログラムに基づくコンプライアンス学習プログラムの実施やコンプライアンス研修等による教育を通じて、コンプライアンス運営の推進を図っています。 ○内部管理部門はオンサイト・オフサイトモニタリングを実施し、法令遵守状況の検証を行っています。 ○監査室はグループ全体の139拠点に対し、法令及び定款等の遵守状況の監査を行い、必要に応じて改善のための指示又は勧告を行うとともに、取締役及び監査役へ結果を報告しています。
(2)「本部の組織・職制・職務分掌規程」等及び「職務決裁権限規程」により、職務の範囲や権限を定め、適切な牽制が機能する体制とする。	
(3) コンプライアンス統括部門がコンプライアンスに関わる企画立案・推進・教育・モニタリング等を行うとともに、よりコンプライアンスの実効性を確保するために各部署毎にコンプライアンス推進責任者及び推進担当者を設置し、継続的な教育を通して職務執行上関連の深い割賦販売法、貸金業法、資金決済法を始めとする各種関係法令の遵守を図る。	
(4) 当社の社長直轄の内部監査部門は、牽制機能が働く組織として「内部監査規程」等に従って当社及び子会社の監査を行う。	

6．財務報告の信頼性確保の体制

財務報告の信頼性を確保するための体制	運用状況
当社及び子会社等は、財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法その他の関係法令等に基づき適切な内部統制の整備とその有効な運用を行う体制を構築するとともに、その体制について適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正措置を行うこととする。	○金融商品取引法に係る内部統制の整備及び運用状況の監査を当社及び子会社に対して行い、監査の進捗状況及び有効性の評価結果を内部統制委員会及び取締役会に報告しています。

7．グループ管理体制

当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制	運用状況
(1) 子会社を管理する部署には担当役員を配置し、「国内関係会社管理規程」「海外関係会社管理規定」に基づいて子会社を管理する体制とする。また、子会社の業務及び取締役等の職務の執行の状況を定期的に当社の取締役会に報告する。	○主管部署は子会社の業務執行等の報告を受け、子会社の業務の適正を管理するとともに、適宜当社の経営会議等に報告を行っています。また、子会社の取締役の職務執行状況及び業績等については当社の取締役会にも四半期毎に報告しています。 ○国内子会社はそれぞれ内部統制システムに関する基本方針を定め、適正な業務運営を行う態勢を整備し、公開しています。 ○監査室は国内外の子会社８社に対し監査を行い、必要に応じて改善のための指示又は勧告を行うとともに、取締役及び監査役に結果を報告しています。 ○グループ間取引については「国内関係会社管理規程」「海外関係会社管理規程」に則り、取引の透明化を図っています。 ○子会社が抽出した最重要リスクについては商品・業務リスク協議会にて報告・検討されています。 ○グループ全体で利用可能な内部通報制度（ホットライン）を設け、通報内容に対しては調査・検討のうえで適切な対応を行っています。海外子会社についてはそれぞれ自社内で内部通報態勢を構築するとともに、重要事案についてはコンプライアンス事象として連携を図ることとしています。更に、グローバル内部通報態勢を整備し、海外子会社から直接親会社へ通報できる窓口を設置しております。 ○派遣社員等も含む従業者に対してコンプライアンス・アンケートを年２回実施し、早期にかつ幅広くリスクに係わる情報が得られる仕組みを整備しています。また、アンケート結果を内容に応じて関係部署へフィードバックし、対応を依頼するとともに結果報告を確認することによるリスク管理態勢を構築しています。
(2) 子会社を取締役会設置会社とし、当社の役職員又は弁護士が取締役に就くことにより、当社が子会社の業務の適正をモニタリングできる体制とする。	
(3) 子会社を当社の内部監査部門による定期的な監査の対象とし、監査の結果は当社の社長に報告する体制とする。	
(4) 当社と子会社との取引（子会社間の取引を含む）については、第三者との取引と比較して著しく有利又は不利にならないようにし、必要に応じて専門家に確認する等、取引の透明化を図る体制とする。	
(5) 当社は、子会社の自主性を尊重しつつ子会社の業務内容の定期的な報告を受けるとともに重要案件についてはその業務内容について事前協議を行い、子会社の取締役会において協議すること等により、子会社の取締役の職務の執行をモニタリングする。	
(6) 子会社が規程等に基づいて実施するリスク管理を当社もその評価等を行う体制とする。	
(7) 内部通報制度(ホットライン)の窓口を当社及び子会社の共用のものとして社内外に設けるとともに、通報を行った者が当該報告をしたことを理由に不利益な取扱いを受けないことを確保する体制とする。	
(8) 「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与防止等基本規程」等に則り、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与に利用されることを未然に防止する体制とする。	
(9) 「贈賄防止規程」等に則り、あらゆる形態の贈収賄を行わず、贈収賄に関する自国及び関係国の法令等を遵守する体制とする。	
(10) 当社及び子会社において、法令及び社内規程等に違反又はその懸念がある事象が発生あるいは発覚した場合、速やかに部署責任者、当社の本部所管部及びコンプライアンス統括部門に報告する体制とする。	

当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制	運用状況
(11) 外国の子会社については、当該国の法令等の遵守を優先し、可能な範囲で本方針に準じた体制とする。	○マネー・ローンダリング及びテロ資金供与を防止するため、専任担当室を設立し、適正な対応を実施するための態勢整備を図っています。 ○「贈賄防止規程」に則り、国内及び外国の贈収賄の禁止に関する法律を遵守し、事業活動から贈収賄を排除しています。 ○法令及び社内規程等に違反又は違反する可能性のある事象の報告体制を定め、対応が必要な事案については関係部署が連携をして解決を図るとともに、再発防止策を講じています。

(監査役の監査の実効性を確保するための体制)

8．監査役の職務を補助する使用人の体制

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項	運用状況
(1) 監査役の職務を補助する「監査役会事務局」を設置し、監査役会事務局所属の使用人を配置する。	○監査役会事務局を設置し、その職務を専ら行う使用人を１名配置しています。
(2) 監査役会事務局の人数等は常勤監査役との間で協議のうえ決定する。	

9．監査役の使用人の独立性に対する体制

前号の使用人の取締役からの独立性及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性確保に関する事項	運用状況
(1) 監査役会事務局の使用人は専任とし、専ら監査役の指示に従って、その監査職務の補助を行う。	○「監査役監査の実効性確保に関する規程」に則り、使用人は監査役職務の補助に専念しており、使用人の任命・異動については監査役の同意を得ることとしています。 ○当該使用人の人事評価についても予め監査役から同意を得たうえで行っています。
(2) 監査役会事務局の使用人の任命・異動に際しては、予め常勤監査役の同意を得ることとし、取締役からの独立性が確保できる体制とする。	

10. 監査役への報告体制

取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制	運用状況
(1) 監査役と協議のうえ制定した「監査役監査の実効性確保に関する規程」に基づき、当社の取締役及び使用人等並びに子会社の取締役及び使用人等が当社の監査役に報告を行う体制とする。	○監査役は取締役会・経営会議等の重要な会議に出席し、重要な意思決定の過程及び職務の執行状況の把握をしています。 ○「監査役監査の実効性確保に関する規程」に基づき、監査役に求められた事項を速やかに報告しています。また、監査役に報告を行った者が、当該報告を行ったことを理由として不利益な扱いを受けたことはありません。 ○代表取締役決裁の稟議書、重要会議の議事録等は速やかに監査役に回覧されています。 ○内部通報制度に基づき通報された内容は速やかに監査役に報告されています。
(2) 監査役が経営会議その他社内会議に出席し、経営上の重要情報について適時報告を受けられる体制とするとともに、重要な議事録、稟議書は、都度監査役に回覧する。	
(3) 当社の監査役が必要と判断したときは、いつでも当社の取締役及び使用人等並びに子会社の取締役及び使用人等に対して報告を求めることができる。	
(4) 監査役に報告を行った者が、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保する体制とする。	
(5) 内部通報制度の通報状況について速やかに監査役に報告を行う。	

11. その他監査役の監査の実効性を確保するための体制

その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制	運用状況
(1) 監査役が代表取締役に対する独立性を保持しつつ適正かつ実効的な監査を行える体制とする。	○監査役会は代表取締役と定期的（年２回）に会合を行い、監査の状況、経営上の課題等について意見交換を行っています。 ○監査役は監査室と定期的（年11回）に会議を開催し、意見又は情報の交換を行っています。 ○監査役は子会社の取締役・監査役及び会計監査人と意見交換会を開催しています。
(2) 代表取締役は監査役会と定期的に会議を開催し、監査役が意見又は情報の交換ができる体制とする。	
(3) 内部監査部門は監査役との連絡会議を定期的に開催し、取締役等及び使用人の業務の適法性・妥当性について監査役が報告を受けることができる体制とする。	
(4) 監査役が会計監査人及び子会社の監査役と円滑に連携できる体制とする。	

12. 監査役の職務の執行について生ずる費用等に係る方針

監査役の職務の執行について生ずる費用等の処理に係わる方針	運用状況
監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は償還の処理については、監査役の請求等に従い円滑に行い得る体制とする。	○「監査役監査の実効性確保に関する規程」に則り、監査役に係る監査費用について監査役の請求に従い円滑に処理を行っています。

（注）上記の「内部統制システムに関する基本方針」は当該事業年度中の体制を記載しておりますが、2021年5月13日の取締役会において、一部を改定した「内部統制システムに関する基本方針」を決議しております。改定後の体制につきましては、当社ホームページに開示しております。

連結注記表

（連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等）

1．連結の範囲に関する事項

（1）連結子会社の数　8社

・ジャックス債権回収サービス株式会社
・ジャックス・トータル・サービス株式会社
・ジャックスリース株式会社
・ジャックス・ペイメント・ソリューションズ株式会社
・JACCS International Vietnam Finance Co.,Ltd.
・PT JACCS MITRA PINASTHIKA MUSTIKA FINANCE INDONESIA
・JACCS FINANCE（CAMBODIA）PLC.
・JACCS FINANCE PHILIPPINES CORPORATION

（2）非連結子会社の名称等

該当事項はありません。

2．持分法の適用に関する事項

（1）持分法適用の関連会社数

該当事項はありません。

（2）持分法を適用しない非連結子会社の名称

該当事項はありません。

3．連結子会社の事業年度等に関する事項

JACCS International Vietnam Finance Co.,Ltd.、PT JACCS MITRA PINASTHIKA MUSTIKA FINANCE INDONESIA、JACCS FINANCE（CAMBODIA）PLC.及びJACCS FINANCE PHILIPPINES CORPORATIONの決算日は12月31日であります。連結計算書類を作成するに当たっては、同日現在の財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4．会計方針に関する事項

（1）重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

イ．時価のあるもの

連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

ロ．時価のないもの

移動平均法による原価法

② デリバティブ

時価法

（2）重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く。）

主に定率法を採用しております。ただし、1998年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備は除く。）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

② 無形固定資産（リース資産を除く。）

主に自社利用のソフトウエアについては、社内における見込利用可能期間（最長５年）に基づく定額法によっております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

主にリース期間を耐用年数とし、残存価額を零として算定する定額法によっております。

④ 長期前払費用

法人税法の規定に基づく定額法

（3）重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

主に債権の貸倒発生に備えるため、一般債権については貸倒実績率等を勘案して必要額を、貸倒懸念債権等特定の債権については回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。なお、一部の海外子会社は、国際財務報告基準に基づいた金融商品の会計基準を適用し、予想信用損失に基づく減損モデルを使用し、期末日時点における信用リスクに応じて貸倒引当金を算定しております。

② 賞与引当金

主に従業員及び使用人兼務役員の賞与支出に備えるため、支給見込額を計上しております。

③ ポイント引当金
クレジットカード会員に付与したポイントの使用による費用負担に備えるため、当連結会計年度末において将来使用されると見込まれる額を計上しております。
④ 債務保証損失引当金
債務保証等による損失に備えるために、主たる債務者の債務不履行により将来発生すると見込まれる損失見込額を、過去の貸倒実績率等により見積り、計上しております。
⑤ 役員退職慰労引当金
役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。なお、連結貸借対照表において計上しております当該引当金は、すべて連結子会社の役員退職慰労引当金であります。
⑥ 利息返還損失引当金
将来の利息返還の請求に備え、過去の返還実績等を勘案した必要額を計上しております。
（4）退職給付に係る会計処理の方法
① 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法
過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（5年）による定額法により費用処理しております。
数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。
（5）主な営業収益の計上基準
① 顧客手数料
主に期日到来基準により計上しております。
イ．包括信用購入あっせん
残債方式
ロ．個別信用購入あっせん
残債方式
ハ．信用保証
残債方式（一部保証契約時に計上）
ニ．融資
残債方式

② 加盟店手数料
主に取扱高計上時に一括して計上しております。

（6）重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準
外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債は、在外子会社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

（7）重要なヘッジ会計の方法
① ヘッジ会計の方法
原則として繰延ヘッジ処理を行っております。なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップ取引については特例処理によっております。
② ヘッジ手段とヘッジ対象
イ．ヘッジ手段
デリバティブ取引（金利スワップ取引、通貨金利スワップ取引、通貨オプション取引）
ロ．ヘッジ対象
借入金
③ ヘッジ方針
将来の金利・為替変動によるリスクを軽減することを目的としてデリバティブ取引を行っております。
④ ヘッジ有効性評価の方法
ヘッジ対象とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計を四半期ごとに比較し、両者の変動額等を基礎にしてヘッジ有効性を評価しております。
ただし、特例処理によっている金利スワップ取引については、有効性の評価を省略しております。

（8）のれんの償却方法及び償却期間
のれんの償却については、５年間の定額法により償却を行っております。

（9）その他連結計算書類の作成のための重要な事項
消費税等の会計処理
消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。なお、固定資産に係る控除対象外消費税等は、投資その他の資産の「その他」に計上し、５年間で均等償却を行っております。

(10) 関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続

① 信用保証割賦売掛金及び信用保証買掛金

顧客の債務を保証する業務のうち、当社が集金を行う債務保証残高については、連結貸借対照表の流動資産に信用保証割賦売掛金として、また、流動負債に信用保証買掛金として両建て計上しております。

なお、当社が集金を行わない債務保証残高については、「（連結貸借対照表に関する注記）２.偶発債務」に注記しております。

② 割賦方式における営業収益の計上

割賦方式における営業収益は、「４.会計方針に関する事項（５）主な営業収益の計上基準」に記載のとおり、主に期日到来基準によっております。なお、期日未到来の営業収益については、連結貸借対照表の流動負債に割賦利益繰延として計上しております。

③ 金融収益及び金融費用の表示方法

金融収益及び金融費用は、その性格が本来の営業にかかわる収益及び費用であると考えられるため、連結損益計算書上、金融収益は主要な営業収益とは別に金融収益という項目を設けて営業収益に含め、金融費用は販売費及び一般管理費とは別に金融費用という項目を設けて営業費用に含めて記載しております。

（会計上の見積りに関する注記）

・貸倒引当金

（1）当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

貸倒引当金　29,911百万円

うち、国内セグメントに係る貸倒引当金は25,205百万円、海外セグメントに係る貸倒引当金は4,705百万円であります。

（2）識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

当社グループの貸倒引当金は、一般債権については貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を計上しており、貸倒実績率の算定に当たっては、滞納期間(期日からの経過期間)に基づいて債権を区分し、当該債権区分ごとの貸倒実績を勘案しております。また、貸倒懸念債権等特定の債権については、滞納期間や顧客の支払能力等を考慮し、将来の回収不能見込額を見積り必要な額を計上しております。

なお、一部の海外子会社は、国際財務報告基準に基づいた金融商品の会計基準を適用し、予想信用損失に基づく減損モデルを使用し、期末日時点における信用リスクに応じて貸倒引当金を算定しております。

② 主要な仮定

貸倒引当金は、過去の一定期間における債権区分ごとの貸倒実績の趨勢が今後も継続するという仮定と一部の滞納債権の回収リスクを勘案のうえ、必要な額を計上しております。新型コロナウイルス感染症については、国内セグメントでは国や地方公共団体の経済対策や金融支援等が実施されており、当該支援を前提としてその影響は限定的と想定しております。海外セグメントについては、政府による経済対策や支払猶予等を前提としながらも、2021年度を含む一定期間は債権の期日経過等へ影響を及ぼす可能性があるものと考えております。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に及ぼす影響

将来、経済環境の大幅な変化や予測困難な事象の発生等により顧客の支払能力が低下した場合や、新型コロナウイルス感染症拡大による影響が想定以上に長期化した場合には、貸倒引当金の追加計上又は貸倒損失が発生する可能性があります。

（会計方針の変更に関する注記）
　一部の在外連結子会社において国際財務報告基準に基づく下記の会計基準を当連結会計年度の期首より適用しています。これらの会計基準の適用については、経過的な取扱いに従って、基準の適用による累積的影響額を適用開始日に認識する方法を採用しております。

・金融商品
　当該基準では、金融商品の分類及び測定、減損並びにヘッジ会計について新たな要求事項が導入されております。この結果、当期首における貸倒引当金が170百万円、利益剰余金が195百万円それぞれ増加し、繰延ヘッジ損益が241百万円減少しております。
　なお、当連結会計年度の税金等調整前当期純利益が、従来の処理に比較して、564百万円増加しております。

・リース
　当該基準では、借手のリース取引については、原則としてすべてのリースを連結貸借対照表に資産及び負債として計上します。この結果、当期首において、その他有形固定資産が225百万円、その他固定負債が225百万円それぞれ増加しております。
　なお、当該会計基準の適用が当連結会計年度の損益に与える影響は軽微であります。

（表示方法の変更に関する注記）
・「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用
　「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年３月31日）を当連結会計年度の年度末に係る連結計算書類から適用し、連結計算書類に会計上の見積りに関する注記を記載しております。

（追加情報に関する注記）

・従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引

1．取引の概要

当社は、2018年８月３日開催の取締役会において、当社の中長期的な企業価値を高めることを目的として、従業員インセンティブ・プラン「従業員持株ESOP信託」の再導入を決議いたしました。

本制度では、当社が「ジャックス職員持株会」（以下、「当社持株会」という。）に加入する従業員のうち一定の要件を充足する者を受益者とする信託を設定し、当該信託は今後約３年間にわたり当社持株会が取得すると見込まれる数の当社株式を予め定める取得期間中に一括して取得します。その後、当該信託は当社株式を毎月一定日に当社持株会に売却します。

なお、2020年７月をもって当該信託は終了しております。

2．信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、当連結会計年度末において該当事項はありません。

3．総額法の適用により計上された借入金の帳簿価額

当連結会計年度末残高において該当事項はありません。

・「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」の適用

「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号　2020年３月31日）を当連結会計年度の年度末に係る連結計算書類から適用し、関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続を新たに開示しております。

（連結貸借対照表に関する注記）

1．担保に供している資産とこれに対応する債務

（1）担保に供している資産

割賦売掛金	475,977百万円
リース投資資産	15,582百万円
計	491,559百万円

（2）対応する債務

短期借入金	5,166百万円
1年内返済予定の長期借入金	25,898百万円
1年内返済予定の債権流動化借入金	138,650百万円
未払費用	272百万円
社債	4,818百万円
長期借入金	26,497百万円
債権流動化借入金	289,601百万円
計	490,905百万円

オートローン債権及びショッピングクレジット債権を流動化した残高については、金融取引として処理したことにより、流動資産「割賦売掛金」残高に428,252百万円、流動負債「1年内返済予定の債権流動化借入金」残高に138,650百万円、固定負債「債権流動化借入金」残高に289,601百万円含まれております。

2．偶発債務

（1）営業上の保証債務

提携金融機関が行っている個人向けローンに係る顧客	1,577,753百万円
債務保証損失引当金	833百万円
差引	1,576,919百万円

（2）営業上の保証予約

当社は、金融機関が保有する貸付金（個人向け住宅ローン、カードローン他）等について、債務保証を行っている保証会社に契約上定められた事由が生じた場合に、当該保証会社に代わって当社が債務保証を行うこととなる保証予約契約を締結しており、当該保証予約契約の対象となっている貸付金等の残高を偶発債務として記載しております。

保証会社	237,386百万円

3．割賦利益繰延

	当連結会計年度末残高
包括信用購入あっせん	604百万円
個別信用購入あっせん	163,690百万円
信用保証	29,875百万円
融資	0百万円
その他	4百万円
計	194,175百万円

（連結株主資本等変動計算書に関する注記）

1．当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式　35,079,161株

2．配当に関する事項

（1）配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2020年6月26日定時株主総会	普通株式	1,728百万円	50円00銭	2020年3月31日	2020年6月29日
2020年11月5日取締役会	普通株式	1,556百万円	45円00銭	2020年9月30日	2020年11月30日

（注）2020年6月26日定時株主総会決議の配当金の総額には、日本マスタートラスト信託銀行株式会社（従業員持株ESOP信託口・76325口）に対する3百万円が含まれております。

（2）基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2021年6月25日定時株主総会	普通株式	利益剰余金	2,075百万円	60円00銭	2021年3月31日	2021年6月28日

3．当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式　157,600株

（金融商品に関する注記）

1．金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社グループは、クレジット、カード、信用保証、融資などの信販事業を行っております。これらの事業を行うため、市場の状況を踏まえながら長短バランスを調整して、金融機関借入れによる間接金融の他、債権流動化、社債やコマーシャル・ペーパーの発行によって資金調達を行っております。このように、主として金利変動を伴う金融資産及び金融負債を有しているため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理（以下、「ALM」という。）を実施しており、その一環として、一部デリバティブ取引も行っております。また、当社の一部連結子会社には、リース業を行っている子会社があります。デリバティブ取引は、金利変動リスク及び為替変動リスクをヘッジし、安定した収益を確保するために取り組んでおり、投機的取引は行っておりません。

（2）金融商品の内容及びそのリスク

当社グループが保有する金融資産は、個別クレジット・包括クレジットに対する割賦売掛金であり、顧客又は加盟店に起因する債務不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。また、投資有価証券は、取引先との関係維持・強化、取引円滑化を目的に保有している株式であります。これらは、それぞれ発行体の信用リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。金融機関からの借入金、債権流動化、社債及びコマーシャル・ペーパーは、一定の環境の下で当社グループが市場を利用できなくなる可能性があり、支払期日にその支払いを実行できなくなる流動性リスクに晒されております。また、変動金利の借入れを行っており、金利の変動リスクに晒されております。このほか、海外で取引を行うにあたり生じる外貨建金銭債権及び金銭債務については為替リスクに晒されております。デリバティブ取引は、借入金の金利変動リスクをヘッジするために金利関連のデリバティブ取引を、為替変動リスクをヘッジするために通貨関連のデリバティブ取引を行っております。

なお、ヘッジ会計に関するヘッジ会計の方法、ヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジ有効性評価の方法については、前述の連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等「4．会計方針に関する事項（7）重要なヘッジ会計の方法」をご参照ください。

（3）金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当社グループは、当社の信用リスクに関する諸管理規程に従い、割賦売掛金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、内部格付、保証や担保の設定、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運営しております。これらの与信管理は、各審査部署により行われております。さらに、与信管理の状況については、審査事務部、信用管理部、監査室がチェックしております。

② 市場リスクの管理

イ．金利リスクの管理

当社グループは、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。ALMに関する規程において、リスク管理方法や手続き等の詳細を明記しており、役員及び関連部署の部門長により構成されるALM運営委員会において３ヶ月ごとに金融環境や資産運用と資金調達に関する適合性などを審議しております。日常的には財務部において、金利予測に基づく金利感応度分析を行い、ALM運営委員会で報告しております。

なお、ALMにより金利変動リスクをヘッジするため金利スワップのデリバティブ取引も行っております。

ロ．為替リスクの管理

当社グループは、為替変動リスクに関して運用資産に応じた外貨建負債を調達するほか、個別の案件ごとに管理し、通貨関連のデリバティブ取引を用いることで為替リスクを管理しています。

ハ．価格変動リスクの管理

保有している株式の多くは、取引先との関係維持・強化、取引円滑化を目的に保有しているものであり、取引先の市場環境、財務状況及び有価証券価格の継続的なモニタリングを実施しております。これらの状況を総合的に勘案し、経営者へ報告していくことにより、保有株式の価格変動リスクの軽減を図っております。

ニ．デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、取引の執行、ヘッジの有効性の評価、事務管理に関する担当をそれぞれ分離し内部牽制を確立するとともに、デリバティブに関する規程に基づき実施されております。これらデリバティブ取引の状況は、毎回ALM運営委員会に報告しております。

ホ．市場リスクに係る定量的情報

・トレーディング目的の金融商品

トレーディング目的で保有する金融商品はありません。

・トレーディング目的以外の金融商品

主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「短期借入金」、「長期借入金」、「債権流動化借入金」、「社債」、「コマーシャル・ペーパー」、「デリバティブ取引」となります。「デリバティブ取引」は主に「金利スワップ取引」を用いておりますが、あくまでヘッジ目的にのみ限定されております。また、これらの金融商品について、金利の合理的な予想変動幅を用いた当面６ヶ月間の金融費用に与える影響額を金利変動リスク管理に当たって定量的分析に利用しております。当該影響額の算定にあたっては、対象の金融商品を固定金利群と変動金利群に分けて、それぞれ金利期日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの金利変動幅を用いております。金利以外のリスク変数が一定であることを仮定し、2021年３月31日現在、指標となる金利が10ベーシス・ポイント（0.1％）上昇したものと想定した場合には、当社単体で金融費用が444百万円増加するものと把握しております。当該影響額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮しておりません。また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当社グループは、ALMを通して適時にグループ全体の資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、複数の金融機関からのコミットメントラインの取得、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって流動性の確保に努めております。資金調達にかかる流動性リスクの管理については、当社の資金流動性リスク管理に関する規程に従い、各種情報の収集と分析を行い資金繰りへの影響を把握し、経理・財務担当役員に報告し流動性リスクのステージ判定を行い、ALM運営委員会へ報告しております。また、各ステージ毎にコンティンジェンシープランを想定し、適切なステージ判定とプランの実施が行える体制を構築しております。

（4）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、「２．金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等につきましては、その金額自体がデリバティブに係る市場リスクを示すものではありません。

2．金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注2）参照）。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
⑴ 現金及び預金	112,241	112,241	－
⑵ 割賦売掛金	2,562,204		
貸倒引当金	△28,492		
割賦利益繰延	△164,299		
	2,369,412	2,436,772	67,360
⑶ リース投資資産	139,990		
貸倒引当金	△623		
	139,367	139,428	61
⑷ 投資有価証券			
その他有価証券	17,299	17,299	－
資産計	2,638,320	2,705,742	67,422
⑴ 短期借入金	322,802	322,802	－
⑵ コマーシャル・ペーパー	424,500	424,500	－
⑶ 社債（*1）	236,892	237,391	499
⑷ 長期借入金（*2）	883,231	888,066	4,835
⑸ 債権流動化借入金（*3）	428,252	427,403	△848
負債計	2,295,677	2,300,163	4,485
デリバティブ取引（*4）			
1．ヘッジ会計が適用されていないもの	(114)	(114)	－
2．ヘッジ会計が適用されているもの	(1,916)	(1,916)	－
デリバティブ取引計	(2,031)	(2,031)	－

	時価
その他	
債務保証契約	168,134

(*1) 社債のうち、１年内償還予定の社債については社債に含めております。
(*2) 長期借入金のうち、１年内返済予定の長期借入金については長期借入金に含めております。
(*3) 債権流動化借入金のうち、１年内返済予定の債権流動化借入金については債権流動化借入金に含めております。
(*4) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、(　)で示しております。

(注１) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

（１）現金及び預金

預金はすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（２）割賦売掛金

割賦売掛金の時価の算定は、回収可能性を反映した元利金の受取見込額を残存期間に対応する安全性の高い利率で割り引いた現在価値により算定しております。

（３）リース投資資産

リース投資資産の時価の算定は、契約ごとの見積将来キャッシュ・フローを、同様の新規取引を行った場合に想定される利率等により割り引いた現在価値によっております。

（４）投資有価証券

その他有価証券の時価については、取引所の価格によっております。

負債

（１）短期借入金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（２）コマーシャル・ペーパー

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（３）社債

当社の発行する社債の時価は、市場価格のあるものは市場価格に基づき、市場価格のないものは元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

（4）長期借入金

長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該長期借入金の元利金の合計額を同様の借入れにおいて想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。

（5）債権流動化借入金

一定の期間ごとに区分した当該債権流動化借入金の元利金の合計額を同様の借入れにおいて想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。

デリバティブ取引

1．ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

通貨関連

（単位：百万円）

区分	デリバティブ取引の種類等	契約額等	契約額等のうち１年超	時価	評価損益
市場取引以外の取引	為替予約 売建VND（米ドル買）	5,064	－	△65	△18
	為替予約 売建VND（円買）	2,073	－	0	41
	為替予約 売建PHP（円買）	1,900	－	△49	△49
合計		9,038	－	△114	△25

（注）時価の算定方法　取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

2．ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、ヘッジ会計の方法ごとの決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額等は、次のとおりであります。

金利関連

（単位：百万円）

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等	契約額等のうち１年超	時価
原則的処理方法	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	長期借入金	9,788	4,676	△258
	通貨金利スワップ取引	長期借入金	18,928	11,988	△1,188
	通貨オプション取引	長期借入金	20,621	10,803	△470
合計			49,339	27,469	△1,916

（注）時価の算定方法　取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

その他

債務保証契約

信用保証契約の時価の算定は、回収可能性を反映した保証料の受取見込額から、保証の履行可能性や担保による回収可能性等を反映した代位弁済債権の毀損見込額を控除した残額を、残存期間に対応する安全性の高い利率で割り引いた現在価値により算定しております。

（注２）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：百万円）

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	919

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象とはしておりません。

（注３）金銭債権の連結決算日後の償還予定額

（単位：百万円）

	１年以内	１年超 ２年以内	２年超 ３年以内	３年超 ４年以内	４年超 ５年以内	５年超
現金及び預金	112,241	－	－	－	－	－
割賦売掛金	700,162	457,629	370,545	263,522	196,331	574,013
リース投資資産（*）	43,395	36,209	29,500	23,081	18,646	15,918
合計	855,799	493,839	400,045	286,603	214,977	589,932

（*）リース投資資産については、リース料債権部分の償還予定額を記載しております。

（注４）社債、長期借入金、債権流動化借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

（単位：百万円）

	１年以内	１年超 ２年以内	２年超 ３年以内	３年超 ４年以内	４年超 ５年以内	５年超
短期借入金	322,802	－	－	－	－	－
コマーシャル・ペーパー	424,500	－	－	－	－	－
社債	20,000	46,661	60,100	45,130	25,000	40,000
長期借入金	164,904	174,134	155,897	177,551	111,720	99,022
債権流動化借入金	138,650	96,082	65,895	43,665	29,938	54,020
合計	1,070,856	316,878	281,893	266,347	166,658	193,042

（賃貸等不動産に関する注記）

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

（１株当たり情報に関する注記）

１株当たり純資産額　4,910円76銭

１株当たり当期純利益　340円69銭

（重要な後発事象に関する注記）
　該当事項はありません。

（その他の注記）
（税効果会計に関する注記）
　繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

（繰延税金資産）

繰越欠損金（注）	1,225百万円
賞与引当金	878百万円
ポイント引当金	855百万円
貸倒引当金	5,194百万円
債務保証損失引当金	255百万円
利息返還損失引当金	187百万円
投資有価証券	274百万円
減価償却超過額	645百万円
その他	1,737百万円
繰延税金負債との相殺	△5,397百万円
繰延税金資産小計	5,854百万円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額（注）	△737百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△656百万円
評価性引当額小計	△1,394百万円
繰延税金資産合計	4,459百万円

（繰延税金負債）

退職給付に係る資産	△2,144百万円
その他有価証券評価差額金	△3,251百万円
その他	△1百万円
繰延税金資産との相殺	△5,397百万円
繰延税金負債合計	－百万円
繰延税金資産の純額	4,459百万円

（注）税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

（単位：百万円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金	131	101	76	230	398	287	1,225
評価性引当額	△131	△10	△76	△115	△116	△287	△737
繰延税金資産	－	90	－	115	282	－	487

（＊）税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

（退職給付に関する注記）

1．採用している退職給付制度の概要

当社及び連結子会社は、従業員の退職給付に充てるため、積立型、非積立型の確定給付制度及び確定拠出制度を採用しております。

確定給付企業年金制度（すべて積立型制度であります。）では、給与と勤務期間に基づいた一時金又は年金を支給します。

2．確定給付制度

(1)退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	24,807百万円
勤務費用	1,241百万円
利息費用	122百万円
数理計算上の差異の発生額	△57百万円
退職給付の支払額	△1,189百万円
その他	△58百万円
退職給付債務の期末残高	24,866百万円

(2)年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	28,812百万円
期待運用収益	606百万円
数理計算上の差異の発生額	2,640百万円
事業主からの拠出額	1,041百万円
退職給付の支払額	△1,189百万円
その他	△39百万円
年金資産の期末残高	31,873百万円

(3)退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

積立型制度の退職給付債務	24,846百万円
年金資産	△31,873百万円
	△7,027百万円
アセットシーリングによる調整額	19百万円
非積立型制度の退職給付債務	20百万円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△6,988百万円
退職給付に係る負債	20百万円
退職給付に係る資産	△7,008百万円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△6,988百万円

(4)退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	1,241百万円
利息費用	122百万円
期待運用収益	△606百万円
数理計算上の差異の費用処理額	790百万円
過去勤務費用の費用処理額	－百万円
その他	99百万円
確定給付制度に係る退職給付費用	1,647百万円

(5)退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

過去勤務費用	－百万円
数理計算上の差異	△3,488百万円
合計	△3,488百万円

(6)退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

未認識過去勤務費用	－百万円
未認識数理計算上の差異	△1,780百万円
合計	△1,780百万円

(7)年金資産に関する事項

①年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

債券	35%
株式	28%
一般勘定	34%
現金及び預金	3%
合計	100%

②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(8)数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎（加重平均で表しております。）

割引率　0.3%～6.5%

長期期待運用収益率　2.0%～5.0%

予想昇給率　2.3%～5.0%

3．確定拠出制度

当社及び連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は、477百万円であります。

（注）本連結計算書類中の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1．資産の評価基準及び評価方法

（1）有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

② その他有価証券

イ．時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

ロ．時価のないもの

移動平均法による原価法

（2）デリバティブ等の評価基準及び評価方法

デリバティブ

時価法

2．固定資産の減価償却の方法

（1）有形固定資産（リース資産を除く。）

定率法を採用しております。ただし、1998年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備は除く。）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

（2）無形固定資産（リース資産を除く。）

自社利用のソフトウエアについては、社内における見込利用可能期間（最長５年）に基づく定額法によっております。

（3）リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零として算定する定額法によっております。

（4）長期前払費用

法人税法の規定に基づく定額法

3．引当金の計上基準

（1）貸倒引当金

債権の貸倒発生に備えるため、一般債権については貸倒実績率等を勘案して必要額を、貸倒懸念債権等特定の債権については回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

（2）賞与引当金
従業員及び使用人兼務役員の賞与支出に備えるため、支給見込額を計上しております。
（3）ポイント引当金
クレジットカード会員に付与したポイントの使用による費用負担に備えるため、当事業年度末において将来使用されると見込まれる額を計上しております。
（4）債務保証損失引当金
債務保証等による損失に備えるために、主たる債務者の債務不履行により将来発生すると見込まれる損失見込額を、過去の貸倒実績率等により見積り、計上しております。
（5）退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末に発生していると認められる額を計上しております。なお、計算の結果、当事業年度末における退職給付引当金が借方残高となるため、投資その他の資産の「前払年金費用」に計上しております。
① 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法
過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（5年）による定額法により費用処理しております。
数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。
（6）利息返還損失引当金
将来の利息返還の請求に備え、過去の返還実績等を勘案した必要額を計上しております。

4．営業収益の計上基準
（1）顧客手数料
期日到来基準により計上しております。
① 包括信用購入あっせん
残債方式
② 個別信用購入あっせん
残債方式
③ 信用保証
残債方式（一部保証契約時に計上）

④ 融資
残債方式

（2）加盟店手数料
取扱高計上時に一括して計上しております。

5. のれんの償却方法及び償却期間
のれんの償却については、５年間の定額法により償却を行っております。

6. その他計算書類作成のための基本となる事項
（1）退職給付に係る会計処理
退職給付に係る未認識数理計算上の差異、未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。
（2）消費税等の会計処理
消費税等の会計処理は税抜方式によっております。なお、固定資産に係る控除対象外消費税等は、投資その他の資産の「その他」に計上し、５年間で均等償却を行っております。

7. 関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続
（1）信用保証割賦売掛金及び信用保証買掛金
顧客の債務を保証する業務のうち、当社が集金を行う債務保証残高については、貸借対照表の流動資産に信用保証割賦売掛金として、また、流動負債に信用保証買掛金として両建て計上しております。なお、当社が集金を行わない債務保証残高については、「（貸借対照表に関する注記）３.偶発債務」に注記しております。
（2）割賦方式における営業収益の計上
割賦方式における営業収益は、「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）４.営業収益の計上基準」に記載のとおり、主に期日到来基準によっております。なお、期日未到来の営業収益については、貸借対照表の流動負債に割賦利益繰延として計上しております。
（3）金融収益及び金融費用の表示方法
金融収益及び金融費用は、その性格が本来の営業にかかわる収益及び費用であると考えられるため、損益計算書上、金融収益は主要な営業収益とは別に金融収益という項目を設けて営業収益に含め、金融費用は販売費及び一般管理費とは別に金融費用という項目を設けて営業費用に含めて記載しております。

（会計上の見積りに関する注記）

1．貸倒引当金

（1）当事業年度の計算書類に計上した金額

貸倒引当金　23,218百万円

（2）識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

当社の貸倒引当金は、一般債権については貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を計上しており、貸倒実績率の算定に当たっては、滞納期間(期日からの経過期間)に基づいて債権を区分し、当該債権区分ごとの貸倒実績を勘案しております。また、貸倒懸念債権等特定の債権については、滞納期間や顧客の支払能力等を考慮し、将来の回収不能見込額を見積り必要な額を計上しております。

② 主要な仮定

貸倒引当金は、過去の一定期間における債権区分ごとの貸倒実績の趨勢が今後も継続するという仮定と一部の滞納債権の回収リスクを勘案のうえ、必要な額を計上しております。新型コロナウイルス感染症については、国や地方公共団体の経済対策や金融支援等が実施されており、当該支援を前提としてその影響は限定的と想定しております。

③ 翌事業年度の計算書類に及ぼす影響

将来、経済環境の大幅な変化や予測困難な事象の発生等により顧客の支払能力が低下した場合や、新型コロナウイルス感染症拡大による影響が想定以上に長期化した場合には、貸倒引当金の追加計上又は貸倒損失が発生する可能性があります。

2．関係会社株式の評価

（1）当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社株式　15,344百万円

（2）識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

関係会社株式は移動平均法に基づく原価法で評価し、実質価額が著しく低下した場合には、事業計画に基づき回復可能性があると判断される場合を除き、実質価額まで減損処理を行います。

② 主要な仮定

関係会社株式の減損の要否判定で用いる事業計画の策定に当たり、新型コロナウイルス感染症の影響は、国や政府等の経済対策や支援を前提としながらも、2021年度を含む一定期間に及ぶ可能性があるとの仮定のもと、取扱高、営業収益、成長率等を見積っております。

③ 翌事業年度の計算書類に及ぼす影響

当事業年度末の関係会社株式に含まれる一部の海外子会社に対する投資について、実質価額が著しく低下していますが、事業計画に基づき実質価額の回復可能性があると判断されたため、減損処理をしておりません。

しかし、新型コロナウイルス感染症拡大の影響が長期化すること等に伴う事業環境の変化によって、関係会社の業績不振等により財政状態が悪化した場合や事業計画に見直しが必要になった場合、翌事業年度以降の計算書類において減損処理が必要となる可能性があります。

（表示方法の変更に関する注記）

・「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年３月31日）を当事業年度の年度末に係る計算書類から適用し、計算書類に会計上の見積りに関する注記を記載しております。

（追加情報に関する注記）

・従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引

従業員持株会に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する注記については、連結計算書類「注記事項（追加情報に関する注記）」に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。

・「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」の適用

「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号　2020年３月31日）を当事業年度の年度末に係る計算書類から適用し、関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続を新たに開示しております。

（貸借対照表に関する注記）

1．担保に供している資産とこれに対応する債務

（1）担保に供している資産

割賦売掛金	428,252百万円

（2）対応する債務

１年内返済予定の債権流動化借入金	138,650百万円
債権流動化借入金	289,601百万円
計	428,252百万円

オートローン債権及びショッピングクレジット債権を流動化した残高については、金融取引として処理したことにより、流動資産「割賦売掛金」残高に428,252百万円、流動負債「１年内返済予定の債権流動化借入金」残高に138,650百万円、固定負債「債権流動化借入金」残高に289,601百万円含まれております。

2．関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く。）

短期金銭債権	352百万円
短期金銭債務	250百万円

3．偶発債務

（1）以下の関係会社の金融機関からの借入に対し債務保証を行っております。

JACCS FINANCE PHILIPPINES CORPORATION	8,936百万円 (3,885百万フィリピンペソ)

外貨建保証債務は、決算日の為替相場により円換算しております。

（2）営業上の保証債務

提携金融機関が行っている個人向けローンに係る顧客	1,577,753百万円
債務保証損失引当金	833百万円
差引	1,576,919百万円

（3）営業上の保証予約

当社は、金融機関が保有する貸付金（個人向け住宅ローン、カードローン他）等について、債務保証を行っている保証会社に契約上定められた事由が生じた場合に、当該保証会社に代わって当社が債務保証を行うこととなる保証予約契約を締結しており、当該保証予約契約の対象となっている貸付金等の残高を偶発債務として記載しております。

保証会社　237,386百万円

4．割賦利益繰延

	当事業年度末残高
包括信用購入あっせん	604百万円
個別信用購入あっせん	150,816百万円
信用保証	36,603百万円
融資	0百万円
計	188,025百万円

（損益計算書に関する注記）

関係会社との取引

営業取引による取引高

営業収益	4,005百万円
営業費用	2,585百万円

（株主資本等変動計算書に関する注記）

当事業年度末の自己株式の種類及び株式数　普通株式　481,540株

（税効果会計に関する注記）

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

（繰延税金資産）	
賞与引当金	831百万円
ポイント引当金	855百万円
貸倒引当金	3,996百万円
債務保証損失引当金	255百万円
利息返還損失引当金	187百万円
投資有価証券	270百万円
減価償却超過額	597百万円
その他	1,204百万円
繰延税金負債との相殺	△4,841百万円
繰延税金資産小計	3,356百万円
評価性引当額	△449百万円
繰延税金資産合計	2,907百万円
（繰延税金負債）	
前払年金費用	△1,589百万円
その他有価証券評価差額金	△3,251百万円
繰延税金資産との相殺	△4,841百万円
繰延税金負債合計	－百万円
繰延税金資産の純額	2,907百万円

（関連当事者との取引に関する注記）

関連当事者との取引

（1）親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

（単位：百万円）

種類	会社等の名称又は氏名	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
法人主要株主	株式会社三菱ＵＦＪ銀行	銀行業	被所有 直接 20.31	金銭借入関係	資金の借入	短期及び長期借入金の借入 1,074,610	短期借入金	90,464
							1年内返済予定の長期借入金	29,400
							長期借入金	259,943
						コマーシャル・ペーパーによる借入 235,000	コマーシャル・ペーパー	50,000
					利息の支払	3,116	前払費用	5
							未払費用	47
				業務提携関係	各種ローン保証	債務保証（純額） 342	(注4. 参照)	64,292
						保証料の受取 513	―	―

（注）1．取引条件及び取引条件の決定方針等

株式会社三菱ＵＦＪ銀行からの借入利率は一般市中金利となっております。

また、株式会社三菱ＵＦＪ銀行からの借入については、他行からの資金調達と同様に取締役会決議及び社内規程により決定しております。

保証料率は一般取引条件となっております。

2．重要な取引のみを記載しております。

3．「取引金額」に記載の債務保証（純額）については、当事業年度末及び前事業年度末における保証債務の金額の純増減額を記載しております。

4．当社が集金を行わない債務保証の金額については、貸借対照表に計上しないこととしておりますが、「期末残高」には、偶発債務として注記している当社が集金を行わない債務保証の金額を残高として記載しております。

（2）子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称又は氏名	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	ジャックスリース株式会社	リース業務及びオートオークション出品代行業務	所有直接 100.00	資金の貸付	資金の貸付	短期及び長期貸付金の貸付 81,602	短期貸付金	58,554
							長期貸付金	93,146
					利息の受取	915	未収収益	12
				業務提携関係	リース業務保証	債務保証（純額） 20,606	信用保証買掛金	174,003
						保証料の受取 2,870	—	—

（注）1．取引条件及び取引条件の決定方針等
貸付の利率については、市場金利等を勘案して決定しております。
保証料率は一般取引条件となっております。
2．重要な取引のみを記載しております。
3．「取引金額」に記載の債務保証（純額）については、当事業年度末及び前事業年度末における保証債務の金額の純増減額を記載しております。

（3）同一の親会社を持つ会社等及びその他の関係会社の子会社等

（単位：百万円）

種類	会社等の名称又は氏名	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
その他の関係会社の子会社	三菱UFJ信託銀行株式会社	信託銀行業	被所有直接 1.63	金銭借入関係	資金の借入	コマーシャル・ペーパーによる借入 30,000	コマーシャル・ペーパー	―
					利息の支払	7	前払費用	―
				業務提携関係	各種ローン保証	債務保証（純額） 16,741	（注4．参照）	148,068
						保証料の受取 2,850	―	―

（注）１．取引条件及び取引条件の決定方針等
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社からの借入利率は一般市中金利となっております。
また、三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社からの借入については、他行からの資金調達と同様に取締役会決議及び社内規程により決定しております。
保証料率は一般取引条件となっております。
２．重要な取引のみを記載しております。
３．「取引金額」に記載の債務保証（純額）については、当事業年度末及び前事業年度末における保証債務の金額の純増減額を記載しております。
４．当社が集金を行わない債務保証の金額については、貸借対照表に計上しないこととしておりますが、「期末残高」には、偶発債務として注記している当社が集金を行わない債務保証の金額11,414百万円及び信用保証買掛金に計上されている保証債務の金額136,654百万円の合計を残高として記載しております。

（１株当たり情報に関する注記）

１株当たり純資産額	4,917円08銭
１株当たり当期純利益	362円71銭

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（注）本計算書類中の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。